

○電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令新旧対照表

・電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係） 提供する電気通信役務		様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係） 提供する電気通信役務	
電気通信役務の種類		電気通信役務の種類	
1	加入電話	1	加入電話
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）
4	国際電話等	4	国際電話等
	国際電話 国際総合デジタル通信サービス		国際電話 国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	5	公衆電話
6	携帯電話	6	携帯電話
	三・九世代移動通信システムを使用するもの 三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの		三・九世代移動通信システムを使用するもの 三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	7	PHS
8	IP電話	8	IP電話
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの 当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	9	衛星移動通信サービス
10	FMCサービス	10	FMCサービス
11	インターネット接続サービス	11	インターネット接続サービス
12	FTTHアクセスサービス	12	FTTHアクセスサービス
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	13	DSLアクセスサービス
14	FWAアクセスサービス	14	FWAアクセスサービス

15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
29	仮想移動電気通信サービス	<u>携帯電話に係るもの</u>
		<u>PHSに係るもの</u>
		<u>BWAアクセスサービスに係るもの</u>
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。ただし、29に該当する場合は、この限りでない。

3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供され

15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び5に該当する場合は、この限りでない。

2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。

3 FMCサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供され

るものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、8又は29に限る。）により記入すること。

6 「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（6、7、16、17又は21に限る。）に該当する仮想移動電気通信サービスについては、29のみに「○」をすること。

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

るものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。)をいう。

4 3に定めるもののほか、電気通信役務の種類については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項に定めるところによること。

5 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7、又は8に限る。）により記入すること。

6 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十六 (略)</p> <p><u>十七 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。</u></p> <p><u>十八 国際電話等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。</u></p> <p><u>十九 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。</u></p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）に</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜十六 (略)</p> <p><u>十七 国際電話等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。</u></p> <p><u>十八 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。</u></p> <p>(電気通信役務契約等状況報告等)</p> <p>第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四及び様式第五第二表によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）によ</p>

より総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	(略)
総合デジタル通信サー ビス	(略)	(略)
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話 の提供のために電気通 信番号規則(平成九年郵 政省令第八十二号)第九 条第一項第一号又は第 十条第一項第二号に規 定する電気通信番号を 使用するものに限る。)	(略)	(略)
衛星移動通信サービス	(略)	(略)
インターネット接続サー ビス	(略)	(略)
F T T H アクセスサービ ス	(略)	(略)
D S L アクセスサービス	(略)	(略)
C A T V アクセスサービ ス	(略)	(略)
F W A アクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・P H S アクセ スサービス	(略)	(略)

り総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	(略)	(略)
総合デジタル通信サー ビス	(略)	(略)
公衆電話	(略)	(略)
携帯電話	(略)	(略)
P H S	(略)	(略)
I P 電話(当該 I P 電話 の提供のために電気通 信番号規則(平成九年郵 政省令第八十二号)第九 条第一項第一号又は第 十条第一項第二号に規 定する電気通信番号を 使用するものに限る。)	(略)	(略)
衛星移動通信サービス	(略)	(略)
インターネット接続サー ビス	(略)	(略)
F T T H アクセスサービ ス	(略)	(略)
D S L アクセスサービス	(略)	(略)
C A T V アクセスサービ ス	(略)	(略)
F W A アクセスサービス	(略)	(略)
携帯電話・P H S アクセ スサービス	(略)	(略)

三・九世代携帯電話アクセスサービス	(略)	(略)
BWAアクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線LANアクセスサービス	(略)	(略)
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス		
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）	様式第十五の二

2 (略)

3 (略)

三・九世代携帯電話アクセスサービス	(略)	(略)
BWAアクセスサービス	(略)	(略)
公衆無線LANアクセスサービス	(略)	(略)
IP-VPNサービス	(略)	(略)
広域イーサネットサービス		

2 (略)

3 (略)

様式第 1 及び様式第 2 (略)

様式第 3 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
(以下略)	

注 1～4 (略)

- 5 二の契約を一の S I Mカード(携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 6 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。
- 7 注 4 から注 6 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

様式第 1 及び様式第 2 (略)

様式第 3 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
	年 月 日現在
サービスの種類	事業者名
(以下略)	

注 1～4 (略)

- 5 自ら提供する携帯電話又は P H Sに係る仮想移動電気通信役務提供事業者(その一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該移動端末設備を用いることにより利用される電気通信役務(当該電気通信役務に係る基地局を設置又は運用せずに提供されるものに限る。)を提供する電気通信事業者(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者に限る。)をいう。以下同じ。)がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数(自ら提供する携帯電話又は P H Sに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 二の契約を一の S I Mカード(携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体)により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。
- 7 プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。
- 8 注 4 から注 7 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

報告事項	契約数等
契約数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数	( )
接続に係るMVNO	
MNOであるMVNO	
事業	契約数が3万以上であるMVNO
者名	契約数が3万未満であるMVNO
参考事項	

- 注1 自らが提供する携帯電話又はPHSに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下「MVNO」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話を含む。）及びPHSごとに別葉とすること。
- 2 契約数の項には、自らが提供する携帯電話又はPHSに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの総数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの総数を記載すること。

- 4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の総数を記載すること。
- 5 事業者数の項には、自らが提供する携帯電話又はPHSに係るMVNOの総数を記載すること。
- 6 事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの総数を記載すること。
- 7 事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの総数を記載すること。
- 8 括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものの総数を記載すること。
- 9 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4～様式第10 （略）

様式第4～様式第10 （略）

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

(以下略)

注 1 及び 2 (略)

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該 電気通信事業者 の数及び契約数(自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。

4～7 (略)

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

(以下略)

注 1 及び 2 (略)

3 自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る 仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該 仮想移動電気通信役務提供事業者 の数及び契約数(自ら提供する携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。

4～7 (略)

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス(再掲)

事業者名 \_\_\_\_\_

(以下略)

注 1～3 (略)

4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該 電気通信事業者 の数及び契約数(自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。

5～8 (略)

様式第 12 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス(再掲)

事業者名 \_\_\_\_\_

(以下略)

注 1～3 (略)

4 自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る 仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該 仮想移動電気通信役務提供事業者 の数及び契約数(自ら提供する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。

5～8 (略)

様式第 13 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
	年 月 日現在
サービスの種類	BWAアクセスサービス
	事業者名
(以下略)	

注 1～4 (略)

- 5 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 6 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 注 4 から注 6 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 13 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別契約数	
	年 月 日現在
サービスの種類	BWAアクセスサービス
	事業者名
(以下略)	

注 1～4 (略)

- 5 自ら提供する BWA アクセスサービスに係る仮想移動電気通信役務提供事業者がある場合には、「参考事項」の項に当該仮想移動電気通信役務提供事業者の数及び契約数(自ら提供する BWA アクセスサービスに係るものに限る。)の合計数をそれぞれ記載すること。
- 6 通信モジュールにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 7 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。
- 8 注 4 から注 7 までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 BWAアクセスサービス

事業者名

報告事項	契約数等
契約数	
<u>接続に係るMVNO</u>	
<u>MNOであるMVNO</u>	
<u>契約数が3万以上であるMVNO</u>	
事業者数	
<u>接続に係るMVNO</u>	
<u>MNOであるMVNO</u>	
事業	<u>契約数が3万以上であるMVNO</u>
者名	<u>契約数が3万未満であるMVNO</u>
参考事項	

注1 自らが提供するBWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

2 契約数の項には、自らが提供するBWAアクセスサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの総数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの総数を記載すること。

4 契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、携帯電話、PHS又はBW

<p><u>Aアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下「MNO」という。）により提供されている場合には、その契約数の総数を記載すること。</u></p> <p><u>5 事業者数の項には、自らが提供するBWAアクセスサービスに係るMVNOの総数を記載すること。</u></p> <p><u>6 事業者数のうち「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供にあたり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの総数を記載すること。</u></p> <p><u>7 事業者数のうち「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの総数を記載すること。</u></p> <p><u>8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</u></p> <p><u>9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u></p>	
様式第 14 及び様式第 15 （略）	様式第 14 及び様式第 15 （略）

様式第 15 の 2 (第 2 条第 1 項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種 別	事 業 者 名	契 約 数
携帯電話に係るもの		
PHSに係るもの		
BWAアクセスサービスに係るもの		
参 考 事 項		

- 注 1 「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの総数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 16～様式第 29 (略)

様式第 16～様式第 29 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年十月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。